

長野県公共事業評価実施要綱

平成26年4月1日
最終改正 令和3年4月1日

(目的)

第1 県が実施する国庫補助事業（交付金を含む）及び県単独事業（以下「公共事業」という。）について、事業着手前から完了後までの各段階において、公共事業評価を実施し、評価結果等を公表することにより、公共事業の一層の効率化、重点化を図るとともに、その実施過程の透明性を向上させることを目的とする。

(評価の主体)

第2 評価の主体は長野県（以下「県」という。）とする。

(公共事業評価委員会)

第3 県は、評価を実施するため、長野県公共事業評価委員会を設置し、新規評価、再評価及び事後評価を行う。

(対象事業範囲)

第4 環境部、農政部、林務部、建設部及び企業局が所管する事業のうち、管理に係る事業等を除く全ての公共事業を対象とする。

(評価の種類及び定義)

第5 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 新規評価

新たに事業に着手しようとする箇所について、事業の必要性、重要性、効率性、緊急性、計画の熟度の視点から評価を行い、事業採択の判断に活用するもの。

(2) 再評価

事業採択後一定の期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等について、事業の進捗状況、事業を巡る社会経済情勢等の変化等の視点から評価を行い、必要に応じ事業の見直し等を行うもの。

(3) 事後評価

事業完了後一定の期間を経過した箇所について、事業効果の発現状況（直接的効果、間接的効果）、事業実施に伴う自然環境・生活環境等の変化、施設の維持管理状況、地域住民等の評価、事業の主たる目的以外での地域社会への貢献状況の視点から評価を行い、同種事業の計画・調査のあり方等に反映させるもの。

(公共事業評価監視委員会)

第6 県は、新規評価、再評価及び事後評価の実施に当たり、長野県附属機関条例（令和2年長

野県条例第3号)の規定に基づき長野県公共事業評価監視委員会(以下、「監視委員会」という。)を設置し、意見を聴くものとする。

2 監視委員会の事務等については、別に定める。

(評価の決定)

第7 県は、対象事業の評価を決定する。

2 評価の決定にあたり、監視委員会より意見の具申があったときは、これを最大限尊重するものとする。

(評価結果等の公表)

第8 県は、評価の結果等を公表する。

(評価手法)

第9 評価の手法は、国が策定した評価手法を準用する。ただし、事業の特殊性等により困難な場合は、別途適切な評価手法を設定するものとする。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(長野県公共事業再評価実施要綱の廃止)

2 長野県公共事業再評価実施要綱(平成10年10月23日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

【関連要領等】

○長野県関係

- ・長野県附属機関条例
- ・長野県公共事業評価実施要領

○国土交通省関係

- ・国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領
- ・国土交通省所管公共事業の再評価実施要領
- ・国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領

○農林水産省関係

- ・農業農村整備事業等における新規地区採択時の評価手法の明確化について
- ・農業農村整備事業等補助事業評価(期中・完了後)実施要領
- ・林野公共事業の事業評価実施要領